

○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（抄）（附則第五条関係）	1
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第六条関係）	5
○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）（附則第七条関係）	7
○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）（抄）（附則第八条関係）	11
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（附則第九条関係）	15
○ 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）（附則第十条関係）	17
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第十一条関係）	18

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定に係るものに限る。第十五条の三第一項及び第二十一条において「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>八 第一号、第二号及び第四号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 （略）</p> <p>（基金の設置等）</p> <p>第十五条の三 研究所は、厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項及び次</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇六 （同上）</p> <p>七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p>

条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3 厚生労働大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、研究所に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第十五条の四 研究所は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第二号及び第三号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁

(新設)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるの

」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じようおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十五条に規定する業務（同条第一項第一号から第三号までに掲げる業務並びに同項第一号及び第二号に掲げる業務に附帯する業務を除く。）のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。

2
（略）

（中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議）

第二十一条 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 | 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期

は「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じようおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十五条に規定する業務（同条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。）のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。

2
（同上）

（新設）

計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

（国家公務員宿舍法の適用除外）

第二十二條（略）

（削る）

（国家公務員宿舍法の適用除外）

第二十一條（同上）

第二十二條 削除

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一〇三十八（略）</p> <p>三十九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十五条第一項第四号から第六号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>二〇三（略）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条（略）</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。</p> <p>一〇四十一（略）</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四（同上）</p> <p>一〇三十八（同上）</p> <p>三十九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十五条第一項第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>二〇三（同上）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一〇四十一（同上）</p>

<p>三 十 （略）</p>	<p>三 十 （同上）</p>
<p>四十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第四号から第六号まで又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 四十三～四十五 （略）</p>	<p>四十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第三号から第五号まで又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 四十三～四十五 （同上）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十九条の二）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十九条）</p> <p>第四章・第五章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条（同上）</p> <p>一～二十（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2～5（同上）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条（同上）</p>

一・二 (略)

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る、前号に掲げるものを除く。）、同項第四号から第八号までに掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号口に掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同項第二十一号に掲げる業務（第六号に掲げるものを除く。）、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号口に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

四・五 (略)

六 第十一条第一項第二十一号に掲げる業務（第十九条の二第一項に規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十一条第一項第七号及び第二十一号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中

一・二 (同上)

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る、前号に掲げるものを除く。）、同項第四号から第八号までに掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号口に掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号口に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

四・五 (同上)

（新設）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十一条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるの

「国」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(安定供給確保支援基金の設置等)

第十九条の二 機構は、経済産業大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項において「安定供給確保支援基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(中期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

は「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(新設)

<p>第二十二條 經濟産業大臣は、通則法第二十九條第一項の規定により中期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>2 經濟産業大臣は、通則法第三十條第一項の規定による中期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第二十三條 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（新設）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第二十二條 （同上）</p> <p>第二十三條 削除</p>
--	--

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇十四 （略）</p> <p>十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。</p> <p>（安定供給確保支援基金の設置等）</p> <p>第十六条の六 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金（次項及び次条第二項において「安定供給確保支援基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。</p> <p>2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 （同上）</p> <p>一〇十四 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第十七条 (略)

2 機構は、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項又は前条第一項の規定により特定公募型研究開発業務基金、特定半導体基金又は安定供給確保支援基金を設けた場合には、これらに係る業務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第三号、第五条、第十号(非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。)、第十二号(福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。)、第十四号及び第十五号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立

(区分経理)

第十七条 (同上)

2 機構は、第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項の規定により特定公募型研究開発業務基金又は特定半導体基金を設けた場合には、これらに係る業務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第三号、第五条、第十号(非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。)、第十二号(福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。)、第十四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法

研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 | 経済産業大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十二條 (略)

(国家公務員宿舍法の適用除外)

人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十一條 (同上)

(国家公務員宿舍法の適用除外)

第二十三条 (略)

(削る)

第二十二條 (同上)

第二十三條 削除

改正案	現行
<p>第十六条（略）</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>（削る）</p> <p>三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に 障会議の事務</p>	<p>第十六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（次号及び第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するもの並びに次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関するもの</p> <p>三 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務</p> <p>四 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に 障会議の事務</p>

<p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務</p> <p>3・4 (同上)</p> <p>5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。</p> <p>6・7 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 国家安全保障に関する外交政策、<u>防衛政策及び経済政策</u>の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>十二・十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一 十 （同上）</p> <p>十一 国家安全保障に関する外交政策及び<u>防衛政策</u>の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>十二・十三 （同上）</p> <p>2・3 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七の七（略）</p> <p>二十七の八 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一～三十一（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一～二十七の七（同上）</p> <p>（新設）</p>

属するものを除く。)並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に關すること。

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剝奪の審査並びに伝達に關すること。

二十九く六十二 (略)

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に關すること。

二十九く六十二 (同上)